

# 京 都 市 建 築 審 査 会

## 令 和 元 年 度 第 8 回 会 議 議 事 録

### 1 開催日時

令和元年12月13日（金曜日） 午後1時30分から午後5時25分まで

### 2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

### 3 出席者

#### 【建築審査会委員】

高田会長，伊藤会長代理，板谷委員，奥委員，星野委員，湯川委員

#### 【建築審査会事務局】

高木建築指導部長，文山建築指導課長，岡田建築審査課長，川口建築安全推進課長，立石建築相談第二係長，中山調査係長，岡田企画基準係長，西川道路第一係長，川村道路第二係長，林係員，白尾係員，吉田係員

#### 【参考人】

藤岡宿泊環境整備課長，谷垣宿泊環境整備係長，安井担当係長（産業観光局観光MICE推進室），橋本歴史的景観保全担当課長，合木課長補佐，岩森係員（都市計画局都市景観部）

#### 【傍聴人】

0名

### 4 議事概要

#### (1) 議事録の承認等について

ア 令和元年度第7回会議の議事録の承認

イ 次回会議日程について

#### (2) 同意案件に関する審議

ア 京都美術工芸大学体育館建替計画に係る日影許可

イ 同志社大学致遠館増改築等工事に係る日影許可

#### (3) 包括同意案件に関する報告

バス停留所（祇園（南行））の上家の新築に係る道路内建築物許可

#### (4) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第2項第2号許可

（専用住宅：左京区1件，右京区2件，山科区1件，北区1件）

イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可

（専用住宅：右京区2件，山科区1件，北区1件）

#### (5) 事前相談

建築基準法第48条ただし書許可

- (6) 令和元年度第1号審査請求事件に関する審議
- (7) 全国建築審査会長会議について

## 5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）から（4）まで
- ・非公開：上記の議題（5）から（7）まで

## 6 審議内容

### (1) 議事録の承認等について

[ア 令和元年度第7回会議の議事録の承認]

結果：承認

[イ 次回会議日程について]

次回の会議は、令和2年1月10日（金）午後1時30分から、ひと・まち交流館京都で開催することとなった。

### (2) 同意案件に関する審議

[ア 京都美術工芸大学体育館建替計画に係る日影許可]

#### (ア) 議案の概要

京都美術工芸大学体育館建替計画に係る日影許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

#### (イ) 審議の結果：同意

(ウ) 備考：会長は、建築審査会の了承を得たうえで、自主的に審議に加わることを避け、本議事については退席された。

#### (エ) 質疑等

委員：東側の鞆町通側の方々には影響がでると思うが、説明は行われているか。何か意見や反対等の懸念する声は出ているのか。

処分庁：説明は行われている。中高層条例の説明対象となる近隣の方々から特段の御意見はなかったが、学区単位からの意見では、避難所の在り方について御意見をいただいております。現在、地域と協議中である。

委員：日影許可については全く問題ないと思うが、一般的な質問をさせて欲しい。天井の高さが6mというのは体育館としては少し低いと感じるが、どのような考えか。

処分庁：大学からは、バスケットボールができる高さということで計画されたと聞いている。

委員：地域の方は、地震の時はこの体育館に避難し、水害の時には国立博物館まで避難するという整理か。

処分庁：基本的には、水害の際は国立博物館が優先的に開放されるが、体育館の上階に計画されている教室も大きなスペースなので、大学側も状況に応じて柔軟に対応可能と聞いている。

委員：15m高度地区だが、勾配屋根で高さが緩和されているということか。

処分庁：そのとおりである。

委員：日影許可は問題ないと思うが、近隣の方々のごみ置場については、どこかで検討しているのか。

処分庁：鞆町通沿いのどこかになると思うが、協議中であり、具体的な場所までは不明である。

委員：学校からのごみは、1階平面図にあるごみ置場に一旦集めてから、回収の際に外に出すのか。

処分庁：1階のごみ置場は大学から出たごみを集め、毎日ここに収集車がある。

委員：建築計画とは関係ないが、工事の期間中、鞆町通から大型の重機等が入ると思うが、交通の関係はちゃんと手配されているか。

処分庁：狭い通りなので、当然のことながら、ガードマン等の安全配慮はされると考えている。

会長代理：日影許可については意見がなかったため、本件については同意とする。

[イ 同志社大学致遠館増改築等工事に係る日影許可]

(7) 議案の概要

同志社大学致遠館増改築等工事に係る日影許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

(i) 審議の結果：同意

(ii) 質疑等

会長：意見が出なかったため、本件については同意とする。

(3) 包括同意案件に関する報告

[バス停留所（祇園（南行））の上家の新築に係る道路内建築物許可]

ア 報告の概要

バス停留所（祇園（南行））の上家の新築に係る道路内建築物許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 質疑等

会長代理：今回歩道を拡幅することだが、元々の歩道はどのようになっていたのか

処分庁：八坂神社の門の前から少し南に行ったところで、元々比較的広い歩道だったが、乗降客数が多いことから歩道上は混雑している状況であり、今回、更に拡幅するということである。

(4) 包括同意案件に関する報告

[ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：左京区1件、右京区2件、山科区1件、北区1件）]

(7) 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

(i) 報告の結果：了承

[イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区2件，山科区1件，北区1件）]

(7) 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について，建築審査会の包括同意基準に適合しているため，処分庁が許可した旨の報告を受けた。

(i) 報告の結果：了承

(5) 事前相談

[建築基準法第48条ただし書許可]

建築基準法第48条ただし書許可について，処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

(6) 令和元年度第1号審査請求事件に関する審議

令和元年度第1号審査請求事件について，事務局から資料の提示及び説明を受け，審議を行った。

(7) 全国建築審査会長会議について

今回は時間が取れなかったため，次回の会議で事務局から報告することとなった。

7 閉会

京都市建築審査会  
会長 高田 光雄